

令和7年度兵庫県障害福祉審議会（差別解消支援地域協議会を兼ねる） 議事要旨

1 日 時 令和7年10月27日（月）15:30～17:30

2 場 所 ラッセホール2階プランシュローズ

3 議 題

(1) 兵庫県障害福祉審議会（事務局からの報告・提案及び意見交換）

- ① 障害福祉審議会委員の一部改選について
- ② 第7期兵庫県障害福祉実施計画の令和6年度実績報告について
- ③ ひょうご障害者福祉計画の改定方針について

(2) 兵庫県差別解消支援地域協議会（事務局からの報告及び意見交換）

- ① 障害者差別解消に向けた取組状況

4 内 容

(1) **兵庫県障害福祉審議会**

【事務局からの報告】

■事務局

- ② 第7期兵庫県障害福祉実施計画の令和6年度実績報告について
 - ・資料2により説明

【提案及び意見交換】

■A委員

資料2の1ページ（2）精神障害者を地域全体で支える体制の構築ということで、これは精神科病院から社会に出ていくという事業で、病院側も、これを一生懸命取り組んでいる状況だが、現状、65歳未満の方は、目標値の達成がほぼなりつつある。というのは、若い方なら体も元気なので、社会に出ても何とかやっていける体制がとれるが、やはり65歳以上となると、体の調子も悪く、なかなか定着が難しくて、徐々に進んでいっているが、難しいところがあると考えている。

あともう1点、このような事業を進めていく上で、精神科病院でも、精神科ソーシャルワーカーの働きが非常に大事になってくるが、精神科病院がいま本当に経営難であるし、今回は精神保健福祉法の改正で精神科ソーシャルワーカーの業務が過多になっており、離職される方が非常に多くなっている。病院側も人材難が続いている、こういう目標が達成できるか若干危惧している。

■B会長

年齢によって設定値を分けるという考え方には、その上の福祉施設の入所者の地域生活への移行でも参考にすべきところだろう。施設入所者を一括りにして5%というのは、ちょっと乱暴かなと思う。やはり、50代、60代の方が、この先地域に帰れるのかという問題と、若

い方は、本当は分けて設定するなり、分けた考え方を取るなりが必要だと思う。

それと、精神保健福祉士は、大学でも養成はしているが、なかなか社会福祉と両方に手を挙げる学生が少ないというのが現状である。

■ C 委員

A 委員がおっしゃったことは本当に耳が痛いところだが、精神科病院で働くソーシャルワーカーを増やしたい、精神保健福祉士を増やしたいということで、色々な大学に、学生に向けた、精神保健福祉士の業務内容や、やりがいなどについて、説明会を作っていただいて行っているところだ。兵庫県では、4千人以上が精神保健福祉士の資格を取得しているが、職能団体に所属している有資格者は、600～700名弱といったところ。精神保健福祉士としての専門性のスキルアップ、質の向上について、また多くの方がこんにちメンタルヘルスの問題、それから精神疾患をお持ちの方の増加なども含めて、社会全体で要請が多くあるので、増やせるよう努力して参りたいと思っている。

■ D 委員

資料2に関して、もう少し議論したり考えていくために、詳しいデータを教えていただきたく5点質問したい。

まず、資料2の1ページ目の(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行のところで、令和8年度末の目標に向け、と矢印が付いている文書が下の方にあると思うが、そこで、圏域によってはという、どこかの圏域が、難しいところがあると書かれている。やはり圏域による格差が大きな課題になっていると思うが、差し支えなければ、具体的にどこの圏域が特に十分でないのか分かるようであれば教えてほしい。どうやってテコ入れしていくかを議論していく上での材料になると思う。

2つ目、地域移行者数が増加しているということは書いてあるが、資源が足らないと書かれている。つまり、増えているが受け入れるところが足らないということで、具体的に、どういうところに皆移られてるのかがデータとして分かるのであれば、教えていただきたい。

3つ目、同じページの地域生活支援拠点等の整備状況のところで、まだ未整備ところが9市町ということだが、なぜ未整備なのか理由が分かるようであれば教えていただきたい。

同じ理由で、3ページの基幹相談支援センターが整備されていない6市町、これも何か理由があるのか。

最後に、4ページの最後の居宅訪問型児童発達支援、これも未整備のところがあると。それについても何か理由があるのか。

分かるようであれば、我々としても、テコ入れのために何ができるのかを議論したりアドバイスできるのではないかと思うので、県として把握しているのであれば、教えていただけたらと思う。

■ B 会長

ただいまの質問について、県として把握していること、あるいは強く推測されることでも結構だが、何かあるか。

私が推測する所では、圏域ごとの差というのは、もしかすると古くからある施設がある圏域は、入所者の高齢化がかなり進んで、なかなか出るにも出られないのかとも思われる所で、それが圏域の実績とマッチングすれば、そうかもしれないと思うが。

ただ本当に、地域生活支援拠点や基幹相談支援センター、これは一体何年経っているのかと思う。各市町でまだ未整備のところは、来年末までに、是非とも整備を完了してほしい。

■事務局

答えが足りているか分からぬが、いくつか説明させていただく。まず、地域移行に向けたサービス等に関しては、資料2の4ページに数値等が書かれているものとリンクしてくると思うが、自立生活援助や地域定着支援など、地域移行に向けたサービスがなかなか進まないというところを記載している。各圏域から、その理由は何かという報告を受けたものも、代表して書かせていただいているが、事業所数が少なくて地域偏在があるとか、退院・退所の見込みが少なかったというようなところも書かせていただいている。資料に関しては、圏域ごとの資料を資料2の参考にしているが、こちらに実際の地域移行の状況とか、或いは各サービス種別における進捗率なども記載があるので、またお目通しいただければと思う。例えば、地域移行の数で言うと、全県域では進捗139名がまず資料の頭にくるが、例えば阪神南圏域であれば、5ページに、目標30名に対して27名、進捗率90%。一方で、阪神北圏域では、目標33名に対して、実績8名というように内訳が書かれているので、またお目通しいただければと思う。

後は、先ほど申し上げた自立生活援助や地域定着支援に関しては、地域移行をされる方などを対象としたサービスになるので、利用者数や母数がどうしても少ない。これも内訳が後ろの方に書かれているが、地域によっては、郡部であれば例えば目標数が5名とかのように少なくなってしまうと減少率が大きく見えててしまう。一方で、目標数に対して非常に数値が大きく出たところもあって、数字が大きく上下してしまう傾向はあろうと感じている。一方で、総じて数字が7割を切っているので、こういった状況に関して、また計画改定の中で、市町から話を聞いたり、あるいは事業所に向けて、こういった事業が重要であるというところも周知させていただきたいと思う。

それと、地域生活支援拠点等に関しては、昨年度、この審議会の中でも重要性を指摘いただいたところで、私どもも、推進していくことを認識している。市町に対してしっかりと設置して欲しいと通知したり、未設置のところを順番に回ってヒアリングしており、その中で、どのように整備をしたらいいのかとか、地域の事業者との連携がなかなか取れてない中で逡巡してしまってたところもあったので、地域に一人ずついる圏域コーディネーターと一緒に、しっかりと取り組んでいただきたいと、順番に回らせてもらっているところだ。こうした取り組みは進めていきたい。

■D委員

丁寧に調べたり対応いただいているのは分かったが、我々と議論していくに当たって、全体のところを示されても、なかなか議論しにくいところがある。それぞれ圏域によって事情も違うので、できたらそういうところも丁寧に説明して問い合わせてもらった方がありがたい。

あと、グループホームが増えているのに、全体としてなぜ資源が足りないという言い方になるのか、おそらく圏域による問題ではないかと思うが、そういうことも踏まえて、説明をもう少しお願いできたらありがたかった。

■ B会長

何故こうなのかというのが、例えば圏域ごとの部分とクロスすると見えてくる部分があるので、ただいまの指摘は、次の計画を策定していく時に、こういうことが原因になっていると示された上で、どんな対策をという、各分科会の議論に資するような分析ができればと思う。私としては、施設からの退所といいながら、年齢層は一体どうなってるんだろうということも気になる。次期計画改定の時に、議論に資するようなデータ、整理をお願いしたい。

■ E委員

資料2の4ページに活動指標があり、目標としては100%前後で来ているのは分かるが、ここでは、支給決定の希望と支給決定が合っているかどうかが、全く見えてこない。資源が使えないという一方で、2023年の中の国連の総括所見で言われているように、地域生活が進んでいくよう予算措置を講じなさいと指摘が入っているにも関わらず、特に、居宅とかB型とか放課後等デイサービスが増えていっているが、要は障害支援区分で予算の概略が決められているので、現状としては、基準を超えていくと市町が負担しなければならないという問題が出てきいて、その負担が重たいが故に、利用者の希望と支給決定がマッチしないという問題がたくさん出てきていると聞いている。数字だけ見て、計画上100%で良かったね、ではなくて、毎回言っているように、計画期間中でも、きちんと見直しをかけていけるような仕組みを作っていくかなければならないというのが1点目。

もう1点は、最近困ったことが出てきていて、中学校を卒業して、特別支援学校や定時制高校に行っている人たちも増えている中で、ちらっと聞いたのは、定時制に行きながらB型事業所も併用して使いたいという希望とか、生活介護に行きながら定時制に行きたいという要望がある。制度的には「者みなし」ということで、15歳以上であれば、者にみなして障害支援区分認定を行ってB型や生活介護に行ける状況はあるが、ある市においては、うちではやってないから行かないでくれという話が出てきている。もっと細かく言うと、児童期のだから児童発達支援事業所に行ったらとか、もう15歳を超えて青年になっていく中で、いまだに児童関係に縛り付けるような対応が見えてきている。見えてこない数字がちょこちょこ情報として入ってきてている。そこも含めて、本当に一人一人のニーズが充足されるような仕組みが動いているかという評価を、来年にかけてやっていきながら、次期の計画は立てていた方が良いと思った。

■ B会長

中身がこれから大事という提案であったと思う。実際、基盤整備ということになってきた時には、県の計画は市町の基盤整備の積み上げになってしまないので、手が届きにくい部分があろうかと思うが、それでも、圏域ごとでこれだけはつきがあるということが分かった時に、我々として、あるいは県として何ができるかという議論には資することができると思う

ので、今後、中身に立ち入ったデータや整理という部分が望まれると思う。

■ F オブザーバー

色々な障害を持っている方が地域で暮らすときの住居確保の問題で、障害ゆえになかなかということも散見するが、現在、国交省がやっている住宅確保要配慮者居住支援法人は、どれぐらい兵庫県にあるのか。確かに尼崎に1つあると聞いていたが、そういう法人が、障害を持っている人たちの住居確保のための支援を手伝ってくれるといいと思う。そこに対して積極的な働きかけはできないのかなと思っている。

もう1つ、先ほどグループホームの話が出たが、いまグループホームが増えているのは確かにその通りだと、いい話だとは思うが、一方で、いろんなグループホームのやり方をされていて、例えば障害区分認定が4以上の人だけを入居させるというところもある。それはある意味でありがたいところはあるが、もう一方で危なっかしいところもあって、その中で行われていることが、割と鍵を閉めてしまうし、出入りできなくなってしまうし。私が知っているところは、外から私たちが行けばすぐに入ってくれるし、本人たちの満足度も高いが、一体どうなっていくんだろうか、という、要するにグループホームの質を少し考えていいかといけないといけないのではないかと思う。

それと、話が変わるが、強度行動障害の地域支援に関して、色々な話が出ていた。おそらく中核的な人材の養成で、色々力を入れてくれているのだと思うが、広域的支援の人材というのもあるはずで、そこに関しては今どんなふうに進んでいるのか。

もう1点、基幹相談の話だが、相談支援事業所の人たちに話を聞くと、お金にならないという話がある。特に、私が見ている人たちは、例えば相談支援から就労移行支援事業所に行って、どこかに就職されて定着支援を受けるが、2～3年で終わって、そのころから落ち着かなくなる、色々な不適応が起こったりしている。その時に、どこに相談に行こうかというと、一番最初は相談支援事業所じゃないかという話になるが、そこが、もはやその人に関する受け継がれていないことがあって、相談支援事業所の役割は、お金の部分なのかどうか分からぬが、もう少し応援しないと、機関をいくら作って頑張れと言ったって、頑張っていきにくいと思う。今後の課題としてどんなふうに受けとめていくか、考えてかないといけないのではないかと思う。

■ B 会長

4～5点の提案いただき、ほとんどは次の計画の時に検討すべき大事な視点だと思う。

行動障害に関しては、県の知的障害者施設協会が、パイロット施設ということでご尽力しておられ、次の計画では第2段階というところになってくると思う。県の事業にもなっているので、一層の充実を期待したい。

一番最初の質問で、住宅確保要配慮者居住法人に関して、支援法人の数的な状況は、県として把握しているか。

■ 事務局

住宅ネット法の居住支援法人のことだと思うが、国交省ということで、まちづくり部が所

管しており、今こちらにデータはない。障害者の住居の支援は重要なことで、福祉と住居の部局と連携した取り組みもグループホームの整備も行っているので、また確認したい。

1点、グループホームの関係で、障害者の地域移行に非常に重要なポイントということで、全国的にも参入が多くなっており増えている。計画も目標数をかなり上回っている状況だが、一方、福祉の経験や知識がない法人、営利団体が参入する面もあり、質の低下というのは指摘されているところだ。障害者虐待の問題でグループホームが挙がることが多い。量は増えているが質をどう担保していくかというところなので、障害福祉サービスはどんどん広がって予算規模も増えているが、質の確保が非常に難しいというのは重要なところなので、今後県としてもグループホームの管理に対する研修を実施したり、国の制度でグループホームに外部の目を入れる地域連携推進会議ということで、居住者や地域の方が入った協議体を作るとか、そういう形で、質を担保していく方向にはしているが、今後、大きな課題と捉えているので、次回の議論でこういったところも踏まえていきたいと考えている。

【事務局からの報告】

■事務局

- ③ ひょうご障害者福祉計画の改定方針について
 - ・資料3により説明

【提案及び意見交換】

■B会長

これから議論していくところは、今年度、来年度2ヵ年かけて、次の計画をどういった手順と構成で議論していくかということが1つ。それから、その時に使用する理念等ということで大きく分かれるので、まずは、分科会や特別委員会で、こういうスケジュールでやっていく、足らずはこうやって情報収集するという、県の説明の進め方について、ご意見、ご質問等あるか。前回とほぼ同じ形となっているので、分科会が一番大事になってくると思うが、こういう進め方でよろしいか。

■G委員

この表のように進めるということだが、表に、重度障害者等への雇用・教育・福祉が充実した就労・就学支援とあるが、重度障害者にはもちろん雇用や教育・福祉は大切だと思うのだが、一番考えているのは、重度障害だけではなくて、すべての障害にということ。このように、重度障害だけで書いてるというのは、私はどうかと思う。

■事務局

重度障害のみならず、全体の障害者の方を含めて、就労その他支援に取り組むという方向で計画は考えていきたいと考えている。

■ E 委員

進め方は概ね良いと思うが、最初に言っておかないと、ひっくり返りにくいと思ったので言っておく。最後に事務局から提案のあったキーワードに「心のバリアフリー」という表現が出てくる。内閣府の障害者政策委員会では、当事者団体の一部から、この「心のバリアフリー」という言い方自体が、国連の権利条約で指摘されているパターナリズムそのものではないかということで、結構話題になっていた。これはどこから出てきたかというと、多くは文部科学省が学校教育の中で、障害のある子と一緒に勉強する際「心のバリアフリーノート」というものを作っていて、それを使って勉強していると言う話。一方で、ある県の現場の先生に「心のバリアフリーノート」を使っているか聞いたら、ほぼ使っていなかった。何が言いたいかというと、思いやりを育むとか、優しさを培うということは大事だが、ここで考えていかないといけないのは、一人一人を大切にする気持ちをどうやって育んでいくかということが大事なので、いくら国が「心のバリアフリー」という言葉を使おうとしても、兵庫県では慎重に取り扱っていただきたい。

■ B 会長

分科会の構成メンバーはともかく、こういう枠組みで進めることに関しては了解いただけたものとして、次の議題である理念・キーワードについて、「心のバリアフリー」という部分が、少し一方的な部分もあるのではないかというご意見だった。ここで全て確定してしまうということではなくて、「心のバリアフリー」と言った時には、一方の、とか、上からの、という意見であったと思うので、これを踏まえて、双方向あるいは共生社会を考えたときに、県として新たなキーワードを持っていけるのか、または「心のバリアフリー」と並列して違う言葉も含んでいくのかといったことが、今後議論になってくると思う。事務局では、今日の意見があったということも留意してほしい。

■ H 委員

少しずれてしまうかもしれないが、福祉計画に向けた意見募集というのを1枚いただいているが、ここには、本人だけでなく家族、支援者どなたでも意見をくださいと書かれている。中には高齢の方がいらっしゃったり、特に障害をお持ちの親御さんで、なかなか外に出歩けないとか、電子機器などを全く使わない年齢層の方もいらっしゃる。本当に、なかなか電話しても出られないような方でも、すごく子どもの将来、先行きを考えて、色々なこと、気持ちはたくさんあるが、なかなか伝えることができないという親御さんが沢山いる。そういう方々の意見は、例えば、会で集約してお出しすればいいのだが、なかなかそれを丁寧にしていくことが難しい場合、直接、例えば窓口に連絡をして、電話であったり、話を聞いていただくことができた方が良いのではないか。

丁寧な対応をしてもらわないと、親御さんにしたら、持っていくことができない歯がゆさであったり、初めから諦めてしまう、どうせ聞いてくれない、無理かもしれないというところは、どなたでも意見を寄せてくださいというところの意味合いとずれてしまう気がする。県としても、色々な方に意見をいただくということでこういった案内を出すわけなので、しっかりと受けていただきたい。

■ B会長

提案だが、本日、市長会、町長会の代表もお越しになっている。県からダイレクトに広報をしても、距離が遠い部分があると思うので、例えば、各市町において、いま兵庫県では、こういうことやってるよとか、市町の広報物などで、県の意見募集の取り組みを少しスペースに載せていただくとか、あるいは、一番話が聞けるのが、今モニタリングは毎月やってないが、相談支援専門員がちょっと意見を聞ける時に、相談支援事業所に、いま意見募集をやっているからちょっとでも意見を出すようにお願いしてもらうような、少し攻めた動きができるところからということで。市長会、町長会に、ご意見があつたと、お聞きいただければと思う。

■ D委員

先ほどのE委員の「心のバリアフリー」について、確かに今まで、使われ方として慈善的、かわいそだから優しくてあげないといけないみたいな、そんな捉え方でこれまで使われていたという経緯があったということだと思うが、いわゆるバリアというのは、障害者差別解消法等にも書かれているように、あらゆる社会的障壁、その中に我々の認識とか、そういうものも含まれているということで、今回はそういうソフト面でのバリアを重視したいということで、この言葉を使っているという理解でよろしいか。であれば、そういう懸念があることをきちんと示した上で、ここで何がターゲットにされているのかを、もう少しあつり書いたら良いと思ったが、いかがか。

■ B会長

今の指摘はこれから大事になってくる。現に兵庫県は、全国に先駆けて、合理的配慮を「理にかなった工夫の積み重ね」、E委員のご提案だが、そういう双方向性が意識されるような副題や表現に置き換えたりしているので、「心のバリアフリー」というのが少し誤解を招くようであれば、その双方向性を表すような言葉をこれから検討していっても良いだろう。

今後は、分科会での議論を踏まえて若干修正が行われる可能性はあるが、本日の時点では、1つは異論がありつつも事務局案を基本路線としていくということを了承するということによろしいか。では、計画については協議終了とする。

(2) 兵庫県差別解消支援地域協議会

【事務局からの報告】

■ 事務局

- ② 障害者差別解消に向けた取組状況
 - ・資料4により説明

【提案及び意見交換】

■ B会長

資料4-1の修学旅行について、私は、単純に、それなら行き先を変えたら良いのではと

思う。そもそも高校生なのだから、助け合って、友だちをバックアップするとか、それができるかできないか、聞いているのだろうかとも思った。

■ I 委員

資料4－1の6の相談事例の全体的な傾向等のところに、大半は一般的な相談が占めているとあり、自分のことを分かってくれないという思いからかもしないっていうのは、それでいいのではないかと思う。というのは、一般的な話の中に、本当の差別的なものも含まれてくると思うので、まず一般的な話を聞いてもらえる場所があることが、差別事例を拾い上げるきっかけになってくると思うので、これは逆に考えれば良いことだと思う。

もう1つ、障害者差別解消について、障害者自身に対する、障害者差別解消法についての教育、学べる機会というのを作つてほしい。私と同じ障害の人とも話をするが、そもそも興味を持ってない方の方が多い。障害者差別と言つても、自分には関係がないと感じている人も多いし、そもそも分かろうともしていないことが多い。でも、本来、障害者が生活する上で、障害者差別は、自分の生活に関わってくる部分でもあるから、健常な人に限らず、障害者自身もよく知らないといけないことだと思う。そういう機会を作つてほしい。

そしてこのことは、障害者差別解消だけではなくて、福祉制度全般に対しても、障害者自身が、自分が利用する制度について勉強する機会を作つてほしい。私も、最初と比べると、障害の状態がどんどん悪化してきて、変わつても関わらず、利用できる制度のことについては本当に分からぬことが多い。こうすればもう少し今の生活は楽になるということがあつたとしても、結局それに気づかず、利用せず過ごしている。例えば重度訪問介護とか色々あると思うが、今でも私もそういうことについて一切知らない。区分認定調査の時に、重度訪問介護を使えますよと市の人から言われたことはあるが、結局、その話を聞いたときに、相談員が、でも受けてくれるところが…とかいう話で、結局その話は何も進展しないまま終わつてしまつた。あの話は何だったんだろうみたいなところで終わつてしまつた。その時に、私自身がその重度訪問介護について制度のことを知つていれば、私はこういう理由で使いたいとか、それは私が過ごしたい生活のスタイルと違うのでやめておきますとかいう、自分の意見を言えたのだろうが、そういうことも言えなかつた。障害者に対する制度的なことを教育できる、学べる機会を作つてほしい。

■ B 会長

学ぶ機会、触れる機会は、知つてその上でどう選択していくかということに繋がる部分があるので、次期計画の中で、1つの課題にならうかと思う。加えてやはり相談支援専門員という、いわゆる制度を翻訳してくれる人の質を上げていくということは、とても大事と思う。その上で、セルフプランの是非をここで議論するつもりはないが、サービスを知ること以上に大事なのが、私はこう暮らしたいというのがきっちり伝わつて、それに制度をはめ込んでいく相談支援専門員がいて、というのが、ある種の理想になるかもしれない。その意味では、一番最初の質問で、分かってくれないという中に非常に大事なものがあつた時に、嗅ぎ取るセンスがこれから求められていると思った。

■ J 委員

私は知的障害者当事者で、障害者差別解消法は、関わっている知的障害者団体から知ることができた。知的障害の人は、前も言ったと思うが、理解力が、分からぬ。合理的配慮も、同じ障害で重たい人が、劇で分かりやすくやってくれた。我々知的障害者は、分からぬ。どう理解するかハンドルが、あって生きていく中で、ものを言ってくれる人というのか、どうしても県のホームページは、我々知的障害者当事者としては、情報が分からぬ、伝わらない。差別解消法も、中身自体が、知的障害者の人には、障害者差別解消法の名前すら難しいと捉える人もいる。理解度というか、分かってもらえるということは、噛み砕いて、その人に合った分かりやすさというのがいる。知的障害者も、重度、中度、軽度、理解度に合った知的障害者の中でやってもらいたくて、差別解消法の資料を見せてもらったが、やはり、知的障害者の相談の事例がないのがちょっと、と思った。相談だったら、知的障害者の方も相談するのではないかと、暮らして中では思う。

知的障害者は色々なことが理解できるが、介助とか、教えてくれるとか、配慮をしてもらわないと、分かって理解するのに、時間がかかる。難しければ難しいほど、知的障害者当事者としては、自分なりに分かって、理解してが。その人によるが。さつきも言ったが、合理的配慮も、2～3回、知的障害者当事者で集まってやった。それぐらい理解度というのは、僕たち知的障害者の中では、個々であるので、県のホームページなど色々作ってはくれるが、そこに繋がるまでが、僕らの障害は、なかなか勇気がいる。我々の障害は物を言わない人たちが多い障害なので、我慢してしまう。

なので、色々なことをやるが、我々知的障害者の仲間たちも、兵庫県の中にはいるので、分かるように、理解できるように、県や、関わってくれる人たちにお願いする。

■ B 会長

これまで、ルビを振るということが中心であったと思うが、それだけではない部分というのが問われてくると思うし、もっと言えば、結局わからない等々が続いていった時に、実は差別されているが、それが埋もれてしまっているという事例はないのかというようなところを、今後掘り起こしていく、どんどん上げていくような差別解消地域協議会になっていくればいいと思った。

■ D 委員

資料4－1の右側の6の相談事例の全体的な傾向について、②のように、必ずしも差別とは関係のないかもしれないが相談も沢山あるということと、それはとてもいい、悪いことではないし、それに対して③に書かれてるような姿勢で臨んでいることも、問題ないと思うが、同時に、障害者の方も、いわゆるサービスの消費者ということで、例えば福祉サービスに関しては、それぞれ事業所ごとに、苦情申し立ての窓口があるはずだ。一般のサービスについても、それぞれの会社等の苦情受付があるはず。そこを使わずにこちらに回ってくるのは、もう少し分析してもいいのではないかと思う。もしかしたら、苦情申し立てが機能していないから、こちらに回ってきてるのかもしれないし、もしそこに何かの差別的なバリアがあるために、そこに行かずに、こちらに流れてしまっているとか。例えば、このペットボトルに

苦情があれば、ここに申し立ててくださいというのがホームページに書かれていないから、視覚障害者は分からぬとか、間接差別的なことも起こっているのではないかと思う。そういうところもあるのではということで、とてもいいことだと終わらせるのではなくて、もう少し深掘りしていく必要もあるということは、認識しておいても良いのではないかと思う。これは調べていくのは難しいと思うが、そういうことも背後に隠れている可能性があるのでないかということは、我々も認識しておく必要があると思うので、一言申し上げた。

■ B会長

かつて施設で、苦情受付箱が置いてあり、そこに1件もないから苦情はないですという施設があつたりした記憶がある。いや、本当は違うんだろうなと思う。もっと攻めてもらっていく。それから、先ほど言ったように、嗅ぎ取るセンスを高めていくようになれば良いと思う。

■ E委員

何回か話したが、この差別解消地域協議会が、審議会の中にくつついているから、今は年に1回、最大で2回しか開催されておらず、報告を受けて今のような意見聴取はするが、そもそも地域協議会は、もっとフットワークが良くないといけないのでとずっと思っている。隣の大阪府では、2～3ヶ月に1回、運営委員会を開いて、弁護士と学識経験者と当事者で上がってきた事例の検証等をしながら、いまも県で一生懸命対応してもらっているが、その対応の仕方が適切だったかとか、他の方法はなかった等を分析する機関を、最初から設置している。今年で丸10年が終わるので、そろそろ兵庫県でも、差別解消地域協議会の動きを次の段階にアップデートしてもらいたい。

■ B会長

昔は、自立支援協議会、差別解消協議会、審議会、いわゆる効率性ということで、全て1本になっていた時代があり、いま、それを再びばらしていっている。自立支援協議会は少なくとも分離した。今後、差別解消協議会も、本当に活性化を図るならば、この限られた時間の中で合わせてやるべきなのか、そうではないだろうというところがあると思う。私も、2時間の中で顔を2つ持つというのは、ものすごくプレッシャーがかかる。また兵庫県としても、検討いただければと思う。要は、きっちりと意見を吸い上げて、協議ができるることを一番前提で考えていいきたい。

■ B会長

優生保護法の説明があったが、その中の資料4-3がキーになる。とにかく、相談窓口がここにあるというのを知つてもらうことが、まず一番。県のホームページや、弁護士会のホームページだけに載せても、そんなに見られない。だからこれも、再び市長会、町村会にお願いになるが、難しい記事は必要ないので、広報等に、このリンクで優生保護の相談窓口に繋がるという、それだけでも、周知に協力いただきたい。県からのお願いではなくて、審議会の我々からのお願いということで、そういう意見もあったということをお願いしたい。優生保護法の賠償その他に関しては、待ったなしなので、これは国・県・市、県の仕事だろい

うとか言っていたのでは日が経ってしまうので、可能な限り、各市町にも、県の窓口はこれだというのをどうにか知らしめしてほしいという意見があったということだけ、お伝えいただけないか。よろしくお願ひする。

■ K委員

20年少し前、国で障がい者制度改革推進会議が立ち上がった時に、55名の委員をもって総合福祉部会を作ったが、その半分以上は障害者だった。この審議会の中に、障害のある方の参加がとても少ないし、公募委員という形でしか入って来られていないというのは問題だと思う。当事者団体として家族の方は入っているが、当事者が少ない。また、国の会議では、知的障害の方が入っておられたので、発言するときに、分からなかつたらイエローカードを出すというやり方をしていた。そういう工夫の中で、こういう会議の中にも当事者がしっかりと主体性を持って入ってくるということができるし、それが大事なのではないかと思う。ぜひ、この会議だけではなく、色んな会議に当事者が入ってくるようになってほしい。

もう1つ、差別解消相談センターの関わり方だが、これでいいのだろうかと思う。もともと、学校と話がつかなかつたから相談しているのに、もう1回学校と話しなさいという返し方はないだろうと思うのだが。そのあたり、もう少し介入していくようなスタンスが要るのではないかなどと思いながら、資料を見た。これでは話がつかないだろうと思う。

■ B会長

前者の、当事者の方の参加というのは、まず、少なくとも形式として整えていく必要があるというのはおっしゃるとおりで、それに加えて、委員が半数参加したらそれでよしとするのではなく、点と点、審議会と審議会の間の線の段階の時に、どれだけ委員ではない方からの意見も拾っていけるだろうかという仕組みも今後検討していくべき点と思う。

後者のセンターの動きだが、私の理解では、中々あっせんや調停ができないと思っていたが、事務局から何か意見はあるか。

■ 事務局

会長がおっしゃったとおり、あっせん・調停の機能は、県はいま持つてない。今回紹介した事例以外でも、学校とのやりとりの際に、場合によっては相談センターに相談がある場合もあれば、障害福祉課で受ける場合もあるというところで、センターから障害福祉課に相談があるパターンなどもある。教育委員会の担当課との繋ぎなどは障害福祉課の職員から行い、学校側にも言って、こういう相談があって、法の趣旨に基づいて両方が何ができるかというスタンスで対応を考えてほしいというように繋いだものは、別のケースである。その都度、できる範囲のことはやろうとはしている。今回紹介した事例については、K委員がおっしゃったとおりで、センターで連絡会議も適宜年1回なり開催しているので、その場で共有して、行政間でやりとりできることであれば、障害福祉課にも気軽に繋いでもらうような対応も進めていけたらなと思う。

■ B会長

それでは、本日の議事は以上で終了する。

(3) 会議後意見票

■ J 委員

ヘルパーの人手不足で、1～3年後に外国人がヘルパーになる。いまの人がいなくなると崩壊すると思う。日本人が良いのなら人材確保に動くのが、知的、精神、身体の人にも良い。

グループホームの質がある。営利目的は嫌だ。もう少し力を入れてほしい。障害のある人の今後を左右することなので。

■ L 委員

緻密な資料・報告だが、県としてやるべきこと・できたこと・できていないこと、できていない理由（制度上できない・予算上できない）なども、わかりやすくまとめてもらえるとありがたい。

以上